

議案第51号

養父市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

養父市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員、<u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、<u>その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の<u>根拠となる地</u>に旅行することをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、<u>その住所又は居所</u>）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくは<u>はその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地</u>に旅行することをいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>(5) <u>家族</u> 職員の配偶者（<u>婚姻</u>の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>旅行役務提供者</u> 旅行者（<u>旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。</u>）その他の規則で定める者（以下この号において「<u>旅行者等</u>」という。）であって、<u>市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したもの</u>をいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため<u>旅行中に退職、免職、失職又は休職</u>（以下「<u>退職等</u>」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため<u>旅行中に死亡した場合には</u>、当該職員の遺族</p> <p>(3) 職員が<u>赴任後の在勤地において死亡した場合において</u>、当該職員の</p>	<p>(5) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、<u>主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 <u>この条例において「何何地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいう。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、失職又は休職（以下「<u>退職等</u>」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) 職員が死亡した場合においては、当該職員の遺族がその死亡の日の</p>

改 正 案	現 行
<p>遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第16条若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合においては、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>8 <u>第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額がある</u></p>	<p>翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第28条第4項又は第29条第1項の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合のほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合においては、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項、<u>第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>ときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 <u>次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令</u></p> <p>(2) <u>前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載又は記録し、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合はこの限りでない。</u></p> <p>5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行について必要な事</u></p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 旅行は、<u>任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>項の記載又は記録をしなければならない。</u></p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の種目)</p> <p>第6条 旅費の<u>種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費</u>とする。</p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の<u>種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費</u>とする。</p> <p>2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>6 <u>日当は、旅行日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>食料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。</u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって<u>旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p>	<p><u>給する。</u></p> <p>11 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により<u>出張した場合の旅費により計算する。</u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって<u>出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p> <p>第8条 <u>旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。</u>ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、<u>鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては、50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p> <p>第9条 <u>1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料の額による。</u></p> <p>第10条 <u>鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれ</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第8条</u> 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な資料を当該旅費の支払いをする者(以下「支出命令者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、速やかに、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 第1項の請求書、必要な資料の種類、その他必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p><u>第9条</u> 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及びそれに類するもの並びに軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道及びそれに類するもの、外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。)を利用</p>	<p><u>らの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第11条</u> 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支払を受けることができない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後、速やかに、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 第1項の請求書、必要な書類の種類及び様式は、規則で定める。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p><u>第12条</u> 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び急行料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u> <u>(2) 急行料金</u> <u>(3) 寝台料金</u> <u>(4) 座席指定料金</u> <u>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>(船賃)</p> <p><u>第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びそれに類するもの、外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p>	<p><u>(1) 線路による旅行の場合で、その乗車に要する運賃</u> <u>(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金</u></p> <p><u>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。</u></p> <p><u>(1) 新幹線による特別急行列車、他の特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道201キロメートル以上のもの</u> <u>(2) 特別急行列車、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>3 前各項に規定する運賃及び急行料金によることが、当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、旅行命令権者が市長と協議して定める運賃及び急行料金によることができる。</u></p> <p>(船賃)</p> <p><u>第13条 船賃の額は、その乗船に要する最低等級運賃とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項ただし書きの場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(宿泊費)</p> <p>第13条 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1の表に規定する職務の級が10級以下の国家公務員の宿泊費基準額の例により算定した額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>	<p>2 <u>車賃は、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p><u>（日当）</u></p> <p>第16条 <u>日当の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p><u>（宿泊料）</u></p> <p>第17条 <u>宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。</u></p> <p>2 <u>宿泊料は、水路出張及び航空出張の場合については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u></p> <p>3 <u>宿泊が2夜以上にわたる講習会、研修会、総会、協議会又はこれに類する会議研修等の目的のための出張の場合においては、命令権者は第1項及び第6条第7項の規定にかかわらず、別に宿泊料を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>命令権者は、前項の規定を適用したときは、第4条第4項の規定によ</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p><u>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜当たり2,400円の定額とする。</u></p> <p><u>2 前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合</u> <u>前項で定める定額の3分の2の額</u></p> <p><u>(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合</u> <u>前項で定める定額の3分の1の額</u></p> <p><u>3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、第1項の額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。</u></p> <p><u>4 旅行者が、旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項に規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</u></p> <p><u>(転居費)</u></p> <p><u>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又</u></p>	<p><u>り、出張命令簿にその旨を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(食事料)</u></p> <p><u>第18条 食事料の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合に限り支給する。</u></p> <p><u>(移転料)</u></p> <p><u>第19条 移転料の額は、次に掲げる額による。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</p> <p><u>(着後滞在費)</u></p> <p>第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p> <p><u>(家族移転費)</u></p> <p>第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p> <p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転</p>	<p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。</p> <p><u>(着後手当)</u></p> <p>第20条 着後手当の額は、別表第1の日当定額及び同表の宿泊料定額の、別表第2の路程の区分に応じ、当該各号に掲げる分に相当する額による。</p> <p><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p>第21条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族をその住所又は居所から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額による。</p> <p>(1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>(2) 12歳未満6歳以上の者については、前号の規定する額の2分の1に相当する額</p>

改 正 案	現 行
<p>する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p>	<p>(3) <u>6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p> <p>(4) <u>前3号に規定する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。</u></p> <p>2 <u>前項第1号から第3号までの規定により日当、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、これらの額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 <u>職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、第1項の規定を適用する。</u> <u>(旅行雑費)</u></p> <p>第22条 <u>旅行雑費の額は、連絡路航送船の料金、有料道路の料金、駐車場の料金その他旅行命令権者が必要と認める実費額による。</u> <u>(市内旅費)</u></p> <p>第23条 <u>市内における出張については、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる旅費を支給する。</u> <u>(1) 交通機関を利用する必要がある場合は、その鉄道賃又は車賃</u> <u>(2) 公務上の必要により宿泊する場合は、別表第1に定める額の範囲内の実費額</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(自治研修所研修等の旅費)</p> <p><u>第19条</u> 職員を研修のため、自治大学校、市町村職員中央研修所又は兵庫県自治研修所等へ派遣した場合に支給する旅費の額は、規則で定める。</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第20条</u> <u>第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて次の各号に規定する額とする。</u></p> <p><u>(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p><u>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p><u>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>(遺族の旅費)</p> <p><u>第21条</u> <u>第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとし</u></p>	<p>(自治研修所研修等の旅費)</p> <p><u>第24条</u> 職員を研修のため、自治大学校、市町村職員中央研修所又は兵庫県自治研修所等へ派遣した場合に支給する旅費の額は、規則で定める。</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第25条</u> <u>職員が出張中に退職等となった場合に、第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までのその者の退職前の旅費とする。</u></p> <p>(遺族の旅費)</p> <p><u>第26条</u> <u>第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要するその者の死亡前の旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までのその者の死亡前の旅費</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>て計算した旅費</u></p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順位により、<u>同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第22条 外国旅行については、第6条に定める旅費の<u>種目</u>を基準に任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</p> <p><u>(旅費の調整)</u></p> <p>第23条 任命権者は、<u>旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める額を旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>(旅費の特例)</u></p> <p>第24条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第</p>	<p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序による。<u>ただし、同順位者が2人以上ある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食料とする。この場合において、同項中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第27条 外国旅行については、第6条第1項に定める旅費の<u>種類</u>を基準に任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>1 項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対して、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第25条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支給を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p> <p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅</u></p>	

改 正 案	現 行																				
<p><u>費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第27条 法第22条の2第1項第1号に規定する職員が出張した場合には、当該職員に対し、職員に対する旅費の支給の例により、費用弁償として旅費を支給する。</u></p>	<p>別表第1（第15条、第16条、第17条、第18条、第20条、第23条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">車賃 (1キロメートル当たり)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">日当（1日当たり）</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">宿泊料（1夜当たり）</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">食事料 (1夜当たり)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">甲地</th> <th style="text-align: center;">乙地</th> <th style="text-align: center;">市内</th> <th style="text-align: center;">市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> <td style="text-align: center;">東京都及び 政令指定都 市 12,000 円 その他 10,000円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 乙地とは兵庫県内の市町とし、甲地は乙地以外の市町とする。</p> <p>2 日当については、片道100キロメートル以上の地へ出張し、即日帰庁したときは倍額とする。</p>					車賃 (1キロメートル当たり)	日当（1日当たり）		宿泊料（1夜当たり）		食事料 (1夜当たり)	甲地	乙地	市内	市外	30円	1,000円	—	10,000円	東京都及び 政令指定都 市 12,000 円 その他 10,000円	1,000円
車賃 (1キロメートル当たり)	日当（1日当たり）		宿泊料（1夜当たり）		食事料 (1夜当たり)																
	甲地	乙地	市内	市外																	
30円	1,000円	—	10,000円	東京都及び 政令指定都 市 12,000 円 その他 10,000円	1,000円																

改 正 案			現 行						
別表第2（第19条、第20条関係）									
移転料及び着後手当									
区 分	鉄道50	鉄道50	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道300	鉄道	鉄道
	キロメ	キロメ	100キ	150キ	200キ	250キ	キロメ	500キ	1,000
	メートル	メートル	ロメー	ロメー	ロメー	ロメー	メートル	ロメー	キロメ
	未満	以上	トル以	トル以	トル以	トル以	以上500	トル以	メートル
		100キ	150キ	上200	250キ	上300	キロメ	上	以上
		ロメー	ロメー	キロメ	ロメー	キロメ	メートル	1,000	
		トル未	トル未	メートル	トル未	メートル	未満	キロメ	
移	107,00	123,00	130,00	137,00	144,00	152,00	187,000	248,00	261,00
転	0円	0円	0円	0円	0円	0円	円	0円	0円
料									
着	2日2夜分				3日3夜分			5日5夜分	
後									
手									
当									
備考 路程の計算については、水路2分の1キロメートル、陸路4分の1 キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。									

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の養父市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の旅費条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旅行命令を発する旅行について適用し、施行日以前に改正前の養父市市職員等の旅費に関する条例第3条の規定により旅費を支給することとした旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同条の規定により旅費を支給することとされ、かつ、施行日以後に同号に規定する旅行命令権者が当該旅行の変更をする場合については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行の内当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

3 養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年条例第47号）の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(旅費の種目、額及び支給方法)</p> <p>第8条 旅費の種目は、日当、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当とし、日当は報酬を月額で支給する特別職の職員以外の特別職の職員に支給し、日当の額は1日当たり2,000円とし、その他の額及び支給方法は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。ただし、日当が支給される職員が宿泊を伴う旅行をした場合の宿泊手当はこれを支給しない。</u></p>	<p>(旅費の種類、額及び支給方法)</p> <p>第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食事料及び航空賃とし、その額及び支給方法は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。ただし、報酬を月額で支給する特別職の職員以外の特別職の職員の日当の額は、1日当たり2,000円とする。</u></p>

(養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例)

4 養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(費用弁償の支給)</p> <p>第3条 投票管理者等が職務を行うため旅行したときは、その者に費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 <u>旅費の種目は、日当、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費とし、日当の額は1日当たり2,000円、その他の額及び支給方法は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。</u></p>	<p>(費用弁償の支給)</p> <p>第3条 投票管理者等が職務を行うため旅行したときは、その者に費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 <u>旅費については、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。ただし、日当の額は、1日当たり2,000円とする。</u></p>

(養父市証人等の実費弁償に関する条例)

5 養父市証人等の実費弁償に関する条例（平成16年条例第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>第3条 <u>旅費の種目は、日当、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費とし、日当の額は1日当たり2,500円とし、その他の額及び支給方法は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。</u></p>	<p>第3条 <u>旅費の額は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号。以下「旅費条例」という。）に定める額とする。ただし、日当については、2,500円とする。</u></p>

(養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例)

6 養父市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成16年条例第51号）の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(旅費)</p>	<p>(旅費)</p>

第6条 市長等の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、 宿泊費及び宿泊手当</u> とし、その額は一般職の職員の旅費相当額とする。	第6条 市長等の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>日当、宿泊 料及び食事料</u> とし、その額は一般職の職員の旅費相当額とする。
--	---

(養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例)

7 養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（平成16年条例第274号）の一部を次のように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が会議に出席するために要する費用の弁償として、旅費を支給することができる。</p> <p>2 前項の旅費の種目は、<u>日当、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費</u>とし、日当の額は1日当たり2,000円とし、<u>その他の額及び支給方法は、養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）の規定を準用する。</u></p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が会議に出席するために要する費用の弁償として、旅費を支給することができる。</p> <p>2 前項の旅費の額及び支給の方法は、<u>養父市職員等の旅費に関する条例（平成16年養父市条例第56号）を準用する。ただし、日当の額は、1日当たり2,000円とする。</u></p>